

安中市危険ブロック塀等 撤去費補助金のご案内

令和7年度版 安中市

お問合せ・提出先

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13

安中市役所まちづくり部建築住宅課指導係（市役所本庁舎1階）

電話 027-382-1111

（内線1255・1256・1257）

目次（P 1）

【補助金制度のご案内】

P 2～P 1 1

1. 補助金の概要	P 2
2. 危険ブロック塀等について	P 2
3. 補助の対象となる人	P 4
4. 補助の対象となる工事	P 4
5. 補助の対象とならない工事	P 4
6. 市内業者	P 5
7. 補助金額	P 5
8. 補助件数	P 5
9. 申請書類配布場所	P 5
10. 申請方法	P 5
11. 提出書類	P 6
12. 申請受付開始日	P 7
13. 申請受付場所	P 8
14. 申請受付時間	P 8
15. 補助金の交付（不交付）決定	P 8
16. 補助事業の変更・中止	P 9
17. 完了報告の提出	P 9
18. 補助金の取消・返還	P 1 1
19. 注意事項	P 1 1

補助金申請の流れ P 1 2～P 1 3

【安中市危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱】

【申請等に係る様式及び記入例】

- （様式第 1 号）危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請書
- （様式第 2 号）市税等調査承諾書
- （様式第 4 号）危険ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書
- （様式第 6 号）危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届
- （様式第 7 号）危険ブロック塀等撤去完了報告書
- （様式第 9 号）危険ブロック塀等撤去費補助金請求書
- （参考様式） 委任状
- （参考様式） 撤去前写真及び撤去後写真添付台紙

1. 補助金の概要

この補助金は、地震発生時における道路沿いのブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止することなどを目的として、道路沿いの危険なブロック塀等を市内の業者に依頼して撤去する人に、その費用の一部を補助するものです。

令和6年能登半島地震の発生を受け、市は道路沿いの危険なブロック塀などの更なる撤去を進めるため、今年度もこの事業を継続します。

2. 危険ブロック塀等について

補助の対象となる危険なブロック塀等は、次のすべてに該当するブロック等です。

- ① 市内に設置されているもの
- ② 申請時点で存在しているもの
- ③ 個人が所有するもの
- ④ 補強コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱（下部に設置された基礎を含む。）
- ⑤ 道路に沿って設置されたもの
- ⑥ 道路から上端までの高さが0.8m以上のもの（図1参照）
- ⑦ 道路から設置されたブロック塀までの距離が、道路と敷地の境界から当該ブロック塀の高さの範囲内であるもの（図2参照）
- ⑧ ブロック塀の点検のチェックポイント（建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号）の点検の項目（図3参照）において不適合の項目があり危険な状態のもの

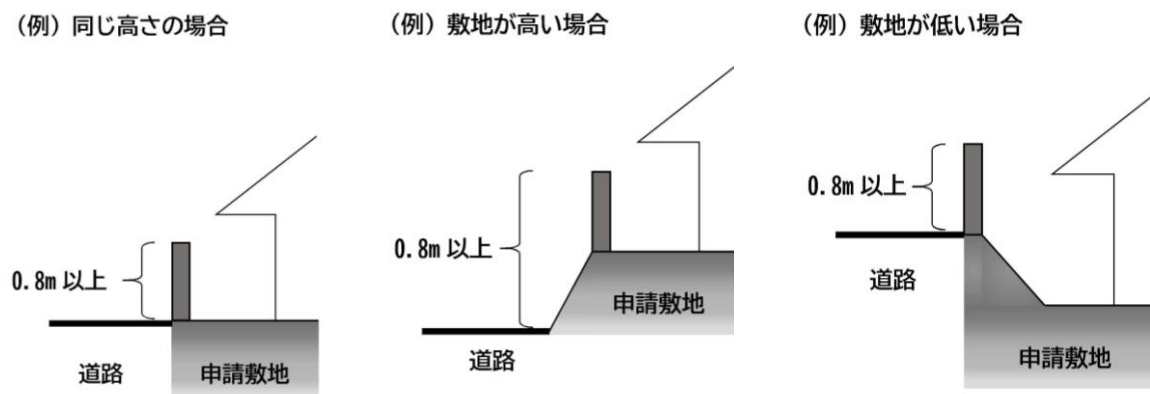
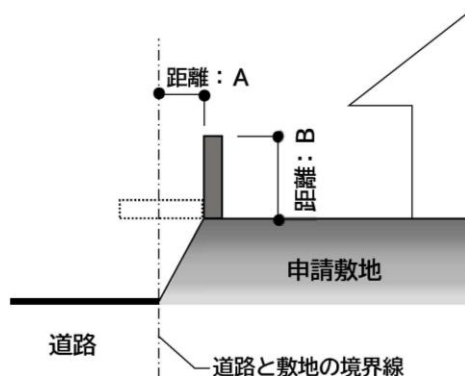
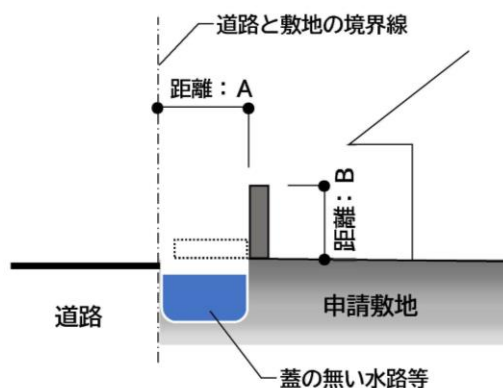


図1 道路からの高さを測定する箇所の例

補助対象の例 ($A \leq B$)



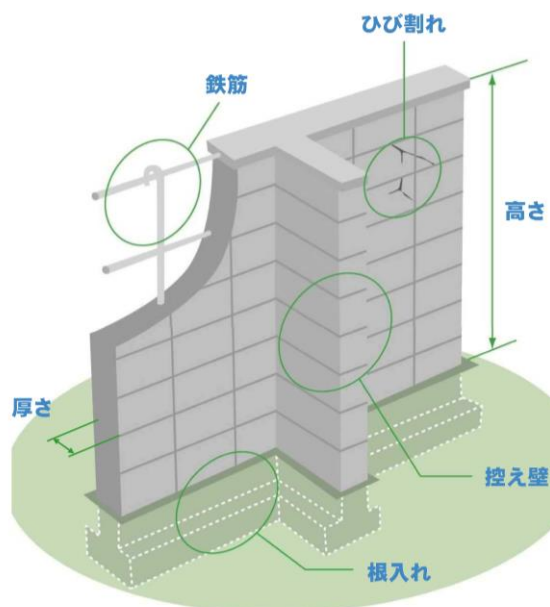
補助対象外の例 ($A > B$)



A : 道路と敷地の境界線からブロック塀等までの距離

B : ブロック塀等部分の高さ

図2 ブロック塀等と道路の間に一定の距離がある場合



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ☐ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- ☐ 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。

- ☐ 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

図3 ブロック塀の点検のチェックポイント

【建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日付け国住指第1130号)別紙1】

3. 補助の対象となる人

補助金の交付対象となる人は、次のすべてに該当する人です。

- ① 危険ブロック塀等の所有者または相続人
- ② 共有者または相続人が複数いる場合、全員から危険ブロック塀等の撤去について同意を得ている人
- ③ 市税等を滞納していない人
- ④ 暴力団員等でない人

※②の同意について、申請前に共有者または他の相続人等と相談して同意を得てください。

4. 補助の対象となる工事

補助金の交付対象となる工事は、次のすべてに該当する工事です。

- ① 道路に沿って設置された危険ブロック塀等を撤去する工事
- ② 市内業者に発注して実施する工事
- ③ 補助金の交付決定を受けた後に着手する工事

5. 補助の対象とならない工事

補助金の交付対象とならない工事は、次のいずれかに該当する工事です。

- ① 既に危険ブロック塀等の撤去が完了している工事または撤去に着手している工事
- ② 申請者本人が実施する危険ブロック塀等を撤去する工事
- ③ 法人が所有又は管理する危険ブロック塀等を撤去する工事
- ④ 国又は地方公共団体その他の公共団体が行う工事
- ⑤ 公共事業等の補償の対象となっている工事
- ⑥ 市の他の制度による補助金の交付の対象となる工事

6. 市内業者

補助の対象となる市内業者は、次のいずれかに該当する法人または事業者です。

- ① 市内に本店又は支店の事業所を有する法人
- ② 市内に住所を有する個人事業者

※見積書及び領収書を市内の事業所住所にて発行できることが条件となります。

7. 補助金額

- ① 補助率 補助対象工事にかかった費用の2分の1
- ② 限度額 5万円

※ただし、危険ブロック塀等の撤去する長さの合計が5m未満の場合は、
撤去長さ1m当たり1万円を乗じた額を限度とします。

- ③ その他 千円未満の端数は切り捨て

8. 補助件数

20件（1件あたりの補助金額が、限度額5万円の場合）を予定

9. 申請書類配布場所

- ① 建築住宅課指導係・・・市役所本庁舎1階
- ② 松井田振興課土木係・・・松井田庁舎1階

※ 配布時間：午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

※ 市のホームページからもダウンロードできます。

10. 申請方法

随時募集（申請受付順）とします。

11. 提出書類

下記の書類を提出してください。

① 危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）

② 市税等調査承諾書（様式第2号）

③ 補助対象工事の見積書の写し

※補助対象経費の内訳明細が記載された見積書の写しを添付してください。

※見積書には、

・発注者（＝申請者）の氏名（フルネーム）

・市内業者の名称、住所

を必ず記入して頂くよう、市内業者へご依頼ください。なお、記載された業者の住所が市外の住所となっているものは受付できません。

④ 申請敷地の案内図（図4参照）

⑤ 申請敷地の形状及び撤去する予定のブロック塀等の位置を示した敷地図（図5参照）

⑥ 撤去する予定の危険ブロック塀等の設置状況が確認できる現場写真（図6参照）

⑦ 委任状（代理者による交付申請を行う場合に限り。）

※ 上記の書類がそろわない場合、受付できません。

※ 上記以外に、審査に必要な書類を求める場合があります。

※ 申請書等は、記入例を参考に作成してください。



方位を記入してください。

図の中に申請敷地の位置と形状を記入してください。

図4 案内図の記入例

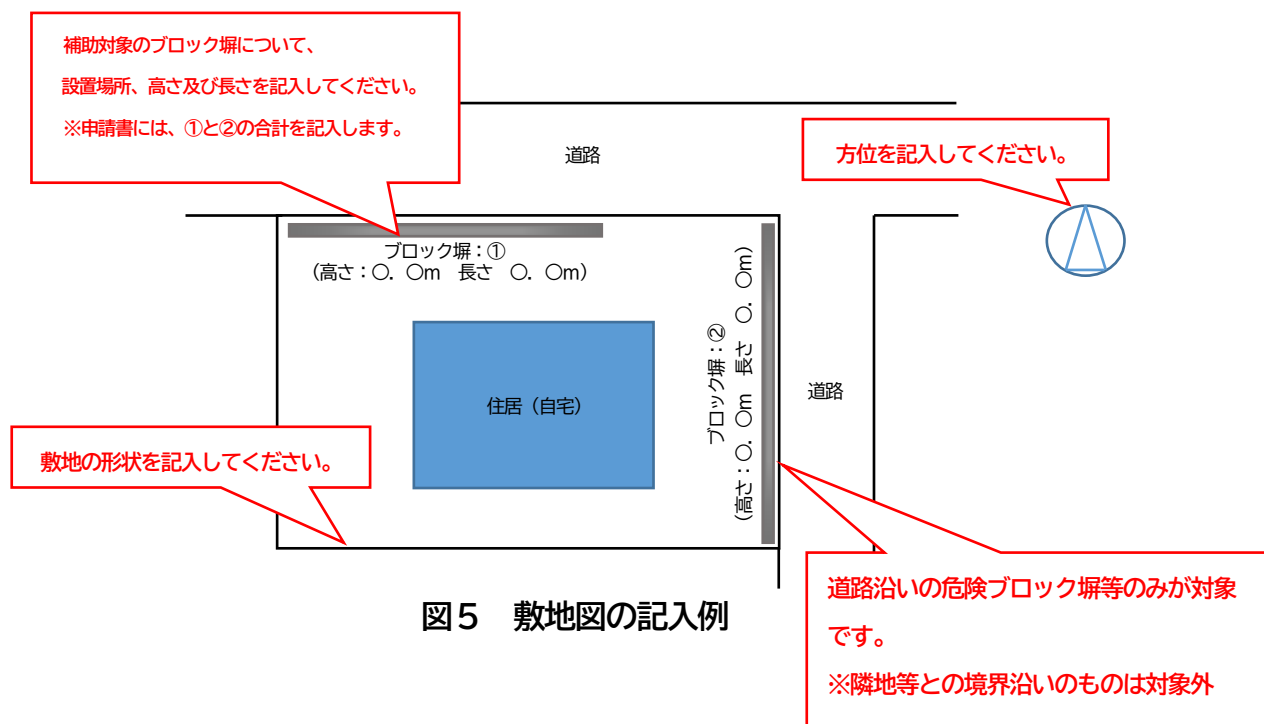


図5 敷地図の記入例

危険ブロック塀等の現場写真 **撤去前**・撤去後



□撮影年月日
〇〇年〇〇月〇〇日
□撮影場所
申請敷地北側
ブロック塀

図6 設置状況が確認できる現場写真の例

12. 申請受付開始日

令和7年4月1日（火）

13. 申請受付場所

建築住宅課（市役所本庁舎1階） 松井田庁舎では受付できません。

※ 郵送でも提出できます。

項 目	内 容
宛 先	〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所まちづくり部建築住宅課 (危険ブロック塀等撤去補助金担当) 宛
注意事項	・ 受付期間内必着で郵送してください。 (消印有効ではありません。) ・ 受付期間内に到着しない場合は受付できません。 ・ 確実な郵送のため特定記録郵便または簡易書留での郵送をおすすめします。 ・ 申請等に記載漏れ、資料添付漏れ等があった場合、受付できない場合があります。またその場合、不足部分について再度、郵送・提出が必要です。 申請書等に記載漏れ、資料添付漏れ等がないか、ご確認をお願いします。

14. 申請受付時間

午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

15. 補助金の交付（不交付）決定

申請書類を審査し、補助金の交付（または不交付）を決定した後に、「補助金交付（不交付）決定通知書を送付します。

※ 通知書が届いてから、撤去工事を着工してください。

16. 補助事業の変更・中止

交付決定を受けた工事を変更する場合には、申請及び市の承認が必要となります。

- ① 危険ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書（様式第4号）
- ② 変更内容のわかる書類

- ・ 工事の追加や一部取りやめ等の内容変更は、申請が必要です。
- ・ 補助対象の工事費が増額になる変更の場合であっても、補助金増額はできません。

交付決定を受けた補助対象工事を都合で取りやめまたは中止する場合には、下記の書類を提出してください。

- ・ 危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届（様式第6号）

17. 完了報告の提出

工事が完了したら、期限までに下記の書類を提出してください。

- ① 危険ブロック塀等撤去完了報告書（様式第7号）
- ② 補助対象工事費の領収書の写し（図7参照）
- ③ 補助対象工事費の内訳明細が記載された請求書等の写し
 - ※ 補助対象工事費が当初より変更となる場合に限ります。
 - ※ 補助対象工事費の減額により、補助金額も減額となる場合は、事前に変更交付申請が必要です。
- ④ 危険ブロック塀等の撤去後の状況が確認できる写真（図8参照）
- ⑤ 危険ブロック塀等撤去費補助金請求書（様式第9号）
- ⑥ 通帳の見開きの写し

（金融機関名、支店名、口座名義人及び口座番号が確認できる箇所）

- ※ 上記の書類が揃わない場合、補助金の交付はできません。
- ※ 上記以外に、審査に必要な書類を求める場合があります。
- ※ 請求書に記入する振込口座は、申請者ご本人の口座に限ります。

提出期限	令和8年3月31日（火）
提出場所	建築住宅課（市役所本庁舎1階）
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 （閉庁日を除く）

領 収 書

申請者の氏名

安中 花子 様

完了報告書の工事費と合わせて下さい。

¥ 〇〇, 〇〇〇

但し プロック塀撤去工事代金として

令和〇〇年〇月〇日 上記の金額正に受領いたしました

市内業者の住所、名称を記載・押印

安中市松井田町新堀245
〇〇建設株式会社
代表取締役 松井田 次郎

印 収
紙 入

領収書の発行日

消印

図7 領収書の例

危険ブロック塀等の現場写真（撤去前 撤去後）



図8 撤去後の状況が確認できる写真の例

18. 補助金の取消・返還

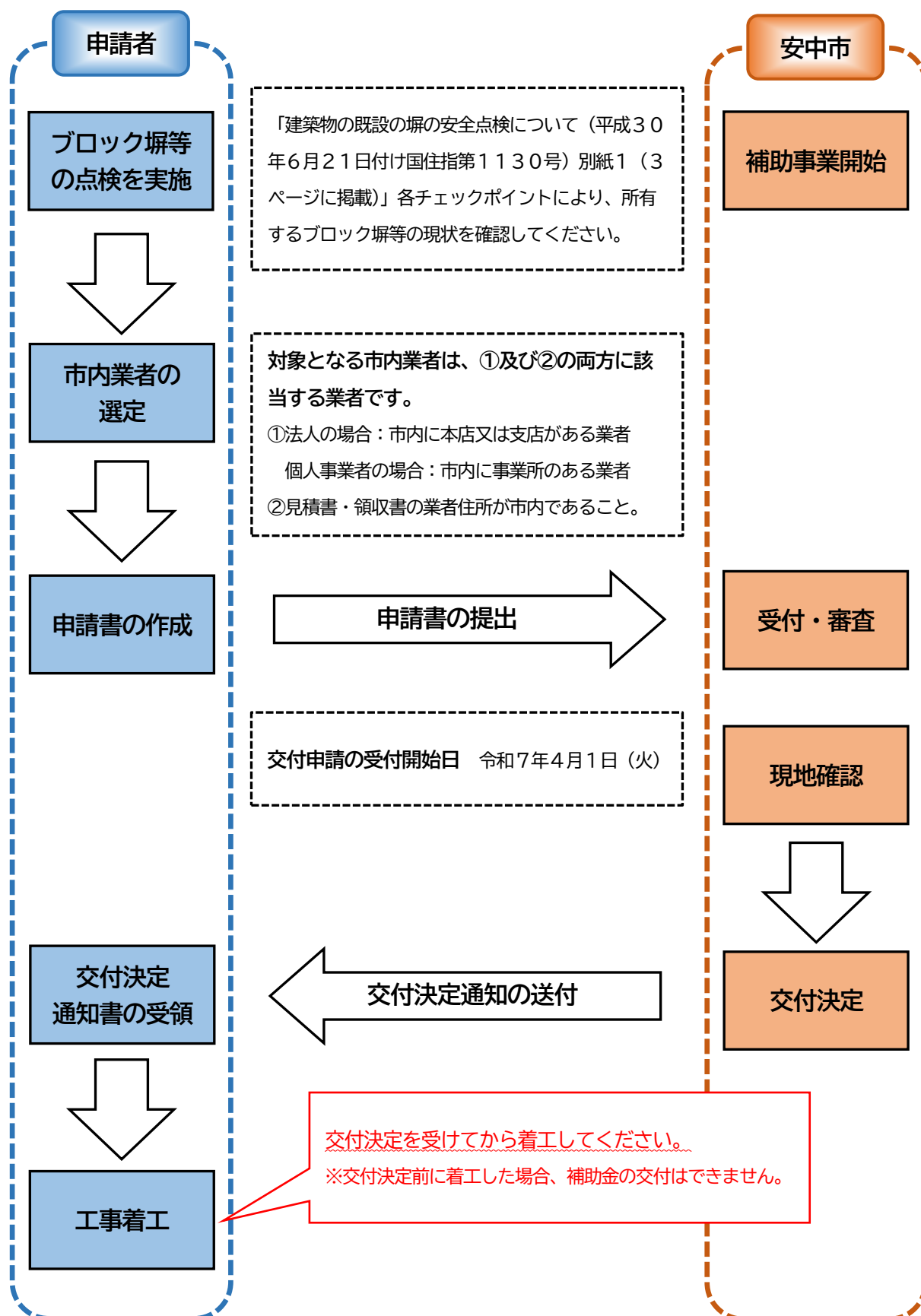
次のいずれかに該当する場合は、取消しや返還を求めることがあります。

- ① 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- ② 補助対象工事の実施に当たり、関係法令に違反したとき
- ③ 完了報告書を提出期限までに提出できなかったとき

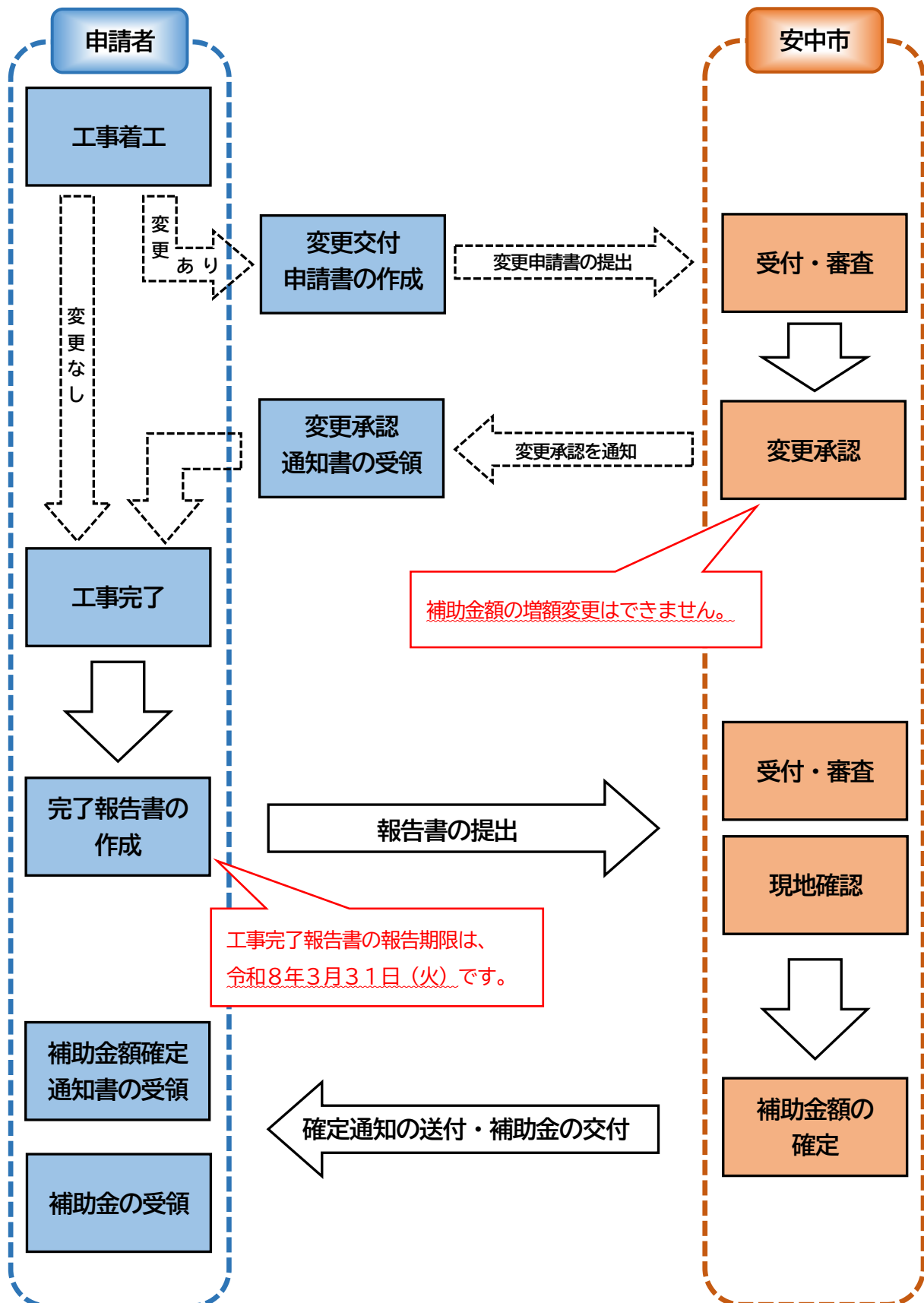
19. 注意事項

- ① 補助金の交付に係わる審査について、必要に応じ、現地調査を行う場合がありますので、ご了承ください。
- ② 補助金の交付決定通知を受けるまで、補助対象工事を着工しないでください。交付決定前に着工した補助対象工事は、補助金の交付の対象外となります。
- ③ 市では、補助対象工事の対象となる市内業者の紹介、斡旋はできません。
- ④ 市では、電話や訪問による撤去工事の勧誘、市から業者に委託して勧誘をする等行為は一切行っていません。この補助金の活用を語った強引な勧誘や、一方的な工事を施工して高額な工事費を請求する悪質な業者にご注意ください。
- ⑤ 市では、撤去にかかわるトラブルについて、一切関与しません。

【補助金申請の流れ】
 ～ブロック塀等の点検実施から撤去工事着工まで～



【補助金申請の流れ】
～撤去工事着工から補助金の受領まで～



令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

安中市長 様

申請者 住 所 安中市安中1-23-13
氏 名 安中 花子
電話番号 090-〇〇〇〇-××××

危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

平日昼間に連絡の取れる番号を記入

危険ブロック塀等撤去費補助金の交付を受けたいので、安中市危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、本申請に当たり、次のことを誓約します。

- 1 安中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- 2 危険ブロック塀等が複数人の共有又は相続財産である場合において、当該共有者全員又は相続人全員から、危険ブロック塀等を撤去して補助金の交付を受けることについて承諾を得ていること。
- 3 本要綱に基づく補助事業の実施に当たって、紛争等が生じた場合は、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。
- 4 申請書及び添付書類に記載した事項が、事実と相違ないこと。

危険ブロック塀等の所在地	安中市 安中1-23-13		
申請者の区分	☒ 所有者 (☒ 単独所有 ☐ 共有) ☐ 相続人 (☐ 単独所有 ☐ 複数)		
前面道路種別	☒ 道路法による道路 ☐ 建築基準法による道路 ☐ 国又は地方公共団体が管理する道路 ☐ その他 ()		
撤去工事概要	種 別	長 さ	高 さ
	☒ 補強コンクリートブロック造 ☐ その他 ()	〇. 〇 m	□. □ m
工 事 費	金 〇〇〇,〇〇〇 円		
工 事 期 間	着工予定年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
	完成予定年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
工事施工業者	所在地 安中市松井田町新堀245 名称 〇〇建設株式会社 代表者名 松井田 次郎 電話番号 027-382-××××		
他の補助金等の利用の有無	☐ 有り(補助金等名称) ☒ 無し		
(1) 補助対象経費 (消費税及び地方消費税を含む。)	(2) 補助限度額	(2) 補助金交付申請額 と(2)のいずれか少ない額)	
金 円	撤去長さ5m未満 (撤去長さ(m)×1万円)	撤去長さ5m以上 (5万円)	金 円 (1,000円未満切り捨て)

記入しないでください

工事期間(予定)を記入

※ 太枠欄は、記入しないでください。

【添付書類】

- 1 市税等調査承諾書(様式第2号)
- 2 補助対象工事の見積書の写し
- 3 一敷地の案内図
- 4 一敷地の形状及び撤去する予定の危険ブロック塀等の位置を示した敷地図
- 5 撤去する予定の危険ブロック塀等の設置状況が確認できる現場写真
- 6 委任状(代理者による交付申請を行う場合に限る。)
- 7 その他市長が必要と認める書類

記入した日

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

安中市長 様

申請者 住 所 安中市安中1-23-13
氏 名 安中 花子
電話番号 090-〇〇〇〇-××××

市税等調査承諾書

平日昼間に連絡の取れる番号を記入

私は、危険ブロック塀等撤去費補助金の交付に係る審査のため、私の次に掲げる事項について、
安中市職員が関係部署及び関係機関に調査、照会及び閲覧をすることについて承諾します。

記

- 1 市税等の納税の状況
- 2 市の他の制度による補助金等の交付の申請状況
- 3 暴力団員等でないことの確認

提出日を記入

記入例

令和〇〇年 〇〇月〇〇日

安中市長 様

申請者 住 所 安中市安中1-23-13

氏 名 安中 花子

電話番号 090-〇〇〇〇-××××

交付決定通知書の交付決定者について記入

交付決定通知書の日付、番号等を記入(不明な場合は空欄)

危険ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書

平日昼間に連絡の取れる番号を記入

年 月 日付け 第 号により補助金の交付が決定された内容を変更したいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載した事項は、事実と相違ありません。

1 変更全体工事費

当初の交付申請時の工事費(税込み)を記入

変更前の金額	変更後の金額
〇〇〇,〇〇〇 円	□□□,□□□ 円

2 変更の内容

危険ブロック塀等の撤去長さを延長

変更後の見積書の工事費(税込み)を記入
※見積書と金額を合せてください。

3 変更の理由

撤去工事着手前に詳細な点検をおこなった結果、基準に適合しない部分が見つかったため。

変更となった理由を記入

4 変更交付申請額

(1) 補助対象経費 (消費税及び地方消費税を含む。)	(2) 補助限度額	(3) 補助金交付申請額 (2)のいずれか少ない額
金 円	撤去長さ 5m 未満 (撤去長さ(m) × 1万円)	金 円 (1,000円未満切り捨て)
	撤去長さ 5m 以上 (5万円)	

記入しないでください

※ 太枠欄は、記入しないでください。

5 添付書類

- 変更する内容が分かる補助対象工事の見積書の写し(補助対象経費の内訳明細が記載されたもの)
- 変更する内容が分かる補助対象工事の予定箇所の現場写真
- 委任状(代理者による変更の申請を行う者に限る。)
- その他市長が必要と認める書類

記入例

様式第6号(第8条関係)

提出日を記入

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

安中市長 様

申請者 住 所 安中市安中1-23-13

交付決定通知書の交付決定者について記入

氏 名 安中 花子

電話番号 090-〇〇〇〇-××××

平日昼間に連絡の取れる番号を記入

危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届

年 月 日付けの補助金の交付申請について、次のとおり取り下げます。

補助金交付申請書を申請した日付を記入（不明の場合は空欄）

1 取下げの理由

予定していた危険ブロック塀等の撤去工事を中止するため。

2 その他

記入例

様式第7号(第9条関係)

提出日を記入

令和〇〇年 〇〇月〇〇日

安中市長 様

申請者 住 所 安中市安中1-23-13

氏 名 安中 花子

電話番号 090-0000-xxxx

交付決定通知書の日付、番号等を記入

危険ブロック塀等撤去完了報告書

平日昼間に連絡の取れる番号を記入

年 月 日付け 第 号で補助金(の変更)交付決定を受けた補助対

象工事が完了したので、安中市危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

なお、この申請書及び添付書類に記載した事項は、事実と相違ありません。

工 事 費	金 〇〇〇,〇〇〇 円	領収書の金額を記入
補助金交付決定額	金 □×,000 円	交付決定通知書の金額を記入
工 事 期 間	着工年月日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 完成年月日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	交付決定日以降の日付を記入
工 事 施 工 業 者	所 在 地 安中市松井田町新堀245 名 称 〇〇建設株式会社 代表者名 松井田 次郎	電話 027-382-xxxx
(1) 補助対象経費 (消費税及び地方消費税を含む。)	(2) 補助限度額	(3) 補助金交付申請額のいずれか 少ない額)
金 円	撤去長さ5m未満 (撤去長さ(m)×1万円)	撤去長さ5m以上 (5万円)
		金 円 (1,000円未満切り捨て)

※ 太枠欄は、記入しないでください。

添付書類

- 1 補助対象経費の領収書の写し
- 2 危険ブロック塀等の撤去後の状況が確認できる現場写真
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

記入例

日付は未記入

年 月 日

安中市長 様

申請者 住 所 安中市安中1-23-13

交付決定通知書の交付決定者について記入

氏 名 安中 花子

認印

電話番号 090-0000-xxxx

交付決定通知書右上の年月日を記入

危険ブロック塀等撤去費補助金請求書

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた
いて、次のとおり請求します。

交付決定通知書の金額を記入（不明な場合は未記入）

※請求金額の取消し線等による訂正はできませんので、
誤記した場合は新しい用紙に書き直してください。

※未記入でも構いません。

補助金請求額 金 □x,000 円

振込先

金融機関名	〇〇 銀行 ・ 農協 ・ 金庫 信用金庫 ・ 信用組合		
本 ・ 支 店 名	〇〇 本店 ・ 支店 出張所	預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	〇△□〇△□		
口 座 名 義 人	フリガナ	アンナカ ハナコ	
	漢 字 氏 名	安中 花子	

※通帳見開き（1枚めくったページ）の写しを添付してください。

補助金の振込先の口座について記入してください。

・振込先の情報が分かる通帳見開きのコピーを別紙にて添付してください。

※この請求書には貼り付けないでください。

・口座名義人は申請者としてください。

委任状

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

代理者 住所 安中市松井田町新堀245

氏名 〇〇建設株式会社 松井田 次郎

私は、上記の者を代理人と定め、下記のことについて、その権限を委任します。

1. 安中市危険ブロック塀等撤去費補助金要綱の規定による手続きの一切

申請敷地の所在地：安中市 安中1-23-13

申請者 住所 安中市安中1-23-13

氏名 安中 花子

危険ブロック塀等の現場写真（撤去前・撤去後）

該当するものを○で囲む

写真撮影日を必ず記入下さい
(写真に印字されている場合は
記入不要です。)

撮影場所記入例
「申請敷地南側のブロック塀」等

現場写真

☐撮影年月日
年 月 日

☐撮影場所

現場写真

撤去する箇所の工事前の写真（現状を添付してください。）
写真は、写真原本でもパソコン等でカラー印刷したものどちらでもかまいません。

☐撮影年月日
年 月 日

☐撮影場所

